主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人植月浅雄の上告趣意は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。(公判調書の一部が破損してはいるけれども、刑訴二九一条二項の手続が履践されたことは、明らかに認められる)また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年六月三〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	井	上			登
裁判官	島				保
裁判官	河	村	又		介
裁判官	小	林	俊		Ξ
裁判官	本	村	善善	太	郎